

公布された規則のあらまし

佐賀県介護保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 41 号）

- 1 介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、県が行う介護サービス情報の報告に係る調査の区分に介護医療院、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査を加えることとした。（第 2 条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。